

令和 7 年 12 月

川崎市特定建築物太陽光発電設備等導入制度ガイドライン 新旧対照表

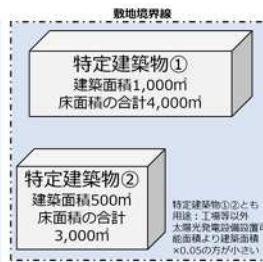
主な変更点

改正後（第 1.1 版）	改正前（第 1.0 版）
目次 (現行のとおり) <u>(別冊) よくある質問と回答</u>	目次 (略) (新規)
第 1 部 ガイドラインについて (現行のとおり)	第 1 部 ガイドラインについて (略)
第 2 部 基本的事項 1～3 (現行のとおり) 4 設置基準量（設置義務量） (現行のとおり)	第 2 部 基本的事項 1～3 (略) 4 設置基準量（設置義務量） (略)
同一敷地内に同時に複数棟の特定建築物を新築等する場合	
同一敷地内（建築基準法施行令第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に同時に複数棟の特定建築物を新築等する場合、設置基準量を 1 棟ごとに計算し、合計した値以上の出力（容量 [kW]）の太陽光発電設備等を当該特定建築物又はその敷地に設置しなければならない。敷地内の 1 棟にまとめて設置することや、敷地内の既存建築物に設置することも認める。 <u>この場合、設備設置工事に着手する前に当該特定建築物の計画書提出（第 4 部「届出・公表」（77 ページ～）参照）が必要となるため注意すること。</u>	同一敷地内（建築基準法施行令第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に同時に複数棟の特定建築物を新築等する場合、設置基準量を 1 棟ごとに計算し、合計した値以上の出力（容量 [kW]）の太陽光発電設備等を当該特定建築物又はその敷地に設置しなければならない。敷地内の 1 棟にまとめて設置することや、敷地内の既存建築物に設置することも認める。

●同一敷地内に同時に複数棟を新築する場合
設置基準量は棟ごとに計算する。

- ①建築面積 $\times 0.05 = 1,000 \times 0.05 = 50\text{m}^2$
設置基準量（算定値）= $50\text{m}^2 \times 0.15 = 7.5\text{kW} \leq 7\text{kW}$
(小数点以下切り捨て)
下限 3 kW ≤ 7 kW ≤ 上限 9 kW ⇒ 設置基準量 7 kW
- ②建築面積 $\times 0.05 = 500 \times 0.05 = 25\text{m}^2$
設置基準量（算定値）= $25\text{m}^2 \times 0.15 = 3.75\text{kW} \leq 3\text{kW}$
下限 3 kW ≤ 3 kW ≤ 上限 9 kW ⇒ 設置基準量 3 kW
- ① + ② = 10kW

特定建築物①、②又は敷地内に合計で10kW以上を設置することで適合。



(補足説明)

本制度における「敷地」とは、建築基準法施行令第1条第1号に規定する建築確認申請の設定敷地をいう（条例第25条）。一団地及び連坦建築物設計制度の認定を受ける場合においては、いわゆる仮想敷地をいい、一の敷地とみなされる区域ではないことに注意すること。

5 (現行のとおり)

6 太陽光発電設備設置可能面積及び面積除外部分

(1) (現行のとおり)

(2) 法令、条例等により緑化する部分

法令、条例等により緑化する部分は面積除外できる（最低限度の基準による面積に限らない）。なお、法令、条例等に基づかない場合は、面積除外部分として認めない。

法令、条例等により緑化する部分の例

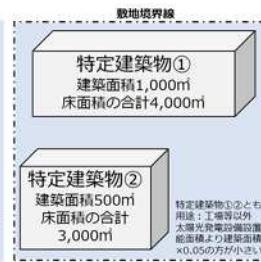
- ・工場立地法に基づく緑地面積割合への適合
- ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議
- ・川崎市環境影響評価に関する条例に基づく緑の量の評価（緑被率）
- ・地区計画（地区整備計画）の建築物の緑化率の最低限度への適合

(3)～(6) (現行のとおり)

●同一敷地内に同時に複数棟を新築する場合
設置基準量は棟ごとに計算する。

- ①建築面積 $\times 0.05 = 1,000 \times 0.05 = 50\text{m}^2$
設置基準量（算定値）= $50\text{m}^2 \times 0.15 = 7.5\text{kW} \leq 7\text{kW}$
(小数点以下切り捨て)
下限 3 kW ≤ 7 kW ≤ 上限 9 kW ⇒ 設置基準量 7 kW
- ②建築面積 $\times 0.05 = 500 \times 0.05 = 25\text{m}^2$
設置基準量（算定値）= $25\text{m}^2 \times 0.15 = 3.75\text{kW} \leq 3\text{kW}$
下限 3 kW ≤ 3 kW ≤ 上限 9 kW ⇒ 設置基準量 3 kW
- ① + ② = 10kW

特定建築物①、②又は敷地内に合計で10kW以上を設置することで適合。



(新規)

5 (略)

6 太陽光発電設備設置可能面積及び面積除外部分

(1) (略)

(2) 法令、条例等により緑化する部分

法令、条例等により緑化する部分は面積除外できる。なお、法令、条例等に基づかない場合は、面積除外部分として認めない。

法令、条例等により緑化する部分の例

- ・工場立地法に基づく緑地面積割合への適合
- ・川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議
- ・川崎市環境影響評価に関する条例に基づく緑の量の評価（緑被率）
- ・地区計画（地区整備計画）の建築物の緑化率の最低限度への適合

(3)～(6) (略)

(7)その他市長が必要と認める部分

屋根の傾斜角が 60 度を超える部分、地上高が 60m を超える部分等は面積除外とすることができます。

(現行のとおり)

このほか、法令、条例等により屋上へ設置しなければならない根拠や太陽光発電設備の設置が非効率である根拠がある部分等は面積除外とすることができます。なお、法令、条例等に基づかない場合は、面積除外部分として認めない。

その他市長が必要と認める部分の例②

・川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例に基づき屋上へ設置しなければならない自転車等駐車場の部分

※条例に基づき屋上に設置する部分、かつ「必要台数 - 屋上以外の設置台数」以下の台数に係る部分の面積とする。

・川崎市建築物における駐車施設の付置等に関する条例に基づき屋上へ設置しなければならない駐車施設の部分

※条例に基づき屋上に設置する部分、かつ「必要台数 - 屋上以外の設置台数」以下の台数に係る部分の面積とする。

7 (現行のとおり)

8 経過措置

令和 7 年 3 月 31 日までに特定建築物について次のいずれかの行為を行う場合は対象外とする（経過措置）（条例改正附則 4 及び規則制定附則 5）。

ただし、(1)に該当する場合を除き、特定建築主が希望する場合は計画書を提出することができる。計画書を提出した場合は、変更届、完了届等の各種届出の提出も必要となる。

なお、(1)に該当する場合は、特定建築主が希望する場合であっても、計画書の提出はできない。

(7)その他市長が必要と認める部分

屋根の傾斜角が 60 度を超える部分、地上高が 60m を超える部分等は面積除外とすることができます。

(現行のとおり)

(新規)

7 (略)

8 経過措置

令和 7 年 3 月 31 日までに特定建築物について次のいずれかの行為を行う場合は対象外とする（経過措置）（条例改正附則 4 及び規則制定附則 5）。

手續等	法令等	手續等	法令等
(1)建築確認申請	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項	(1)建築確認申請	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第2項
(2)総合設計の許可申請	建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請	(2)総合設計の許可申請	建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請
(3)環境アセスメントの提出等	環境影響評価法6条1項の規定による送付、又は川崎市環境影響評価に関する条例8条（同条例8条の10・2項において準用する場合及び同条例74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。）の規定による提出若しくは同条例9条1項（同条例74条において準用する場合を含む。）の規定による届出	(3)環境アセスメントの提出等	環境影響評価法6条1項の規定による送付、又は川崎市環境影響評価に関する条例8条（同条例8条の10・2項において準用する場合及び同条例74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。）の規定による提出若しくは同条例9条1項（同条例74条において準用する場合を含む。）の規定による届出
(4)中高層条例による標識設置	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例9条1項の規定による設置	(4)中高層条例による標識設置	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例9条1項の規定による設置
(5)CASBEE 川崎の提出	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例127条の4第1項の規定による提出	(5)CASBEE 川崎の提出	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例127条の4第1項の規定による提出
(6)総合調整条例による事前届出書の提出	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例10条1項の規定による提出	(6)総合調整条例による事前届出書の提出	川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例10条1項の規定による提出
(7)開発行為の事前審査申請書の提出	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則2条2項（同条3項において都市計画法34条の2・1項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請	(7)開発行為の事前審査申請書の提出	都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則2条2項（同条3項において都市計画法34条の2・1項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請

第3部 義務履行方法

第1章（現行のとおり）

第2章 特定建築物又はその敷地（オンサイト）への太陽光発電設備等の設置

1～2（現行のとおり）

3 太陽光発電設備の設置

(1)導入手法

（現行のとおり）

手法例	設備の所有者・電気の利用
i. 自己設置	太陽光発電設備を特定建築主が所有 (完全自家消費 ^{※1} 、余剰売電 ^{※2} 、全量売電 ^{※3} を問わない。)
ii. リース	リース等により、太陽光発電設備を第三者が所有 (自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。)
iii. 屋根貸し	屋根貸し等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、第三者が利用

第3部 義務履行方法

第1章（略）

第2章 特定建築物又はその敷地（オンサイト）への太陽光発電設備等の設置

1～2（略）

3 太陽光発電設備の設置

(1)導入手法

（略）

手法例	設備の所有者・電気の利用
i. 自己設置	太陽光発電設備を特定建築主が所有し、特定建築主が利用 (完全自家消費 ^{※1} 、余剰売電 ^{※2} 、全量売電 ^{※3} を問わない。)
ii. リース	リース等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、特定建築主が利用 (自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。)
iii. 屋根貸し	屋根貸し等により、太陽光発電設備を第三者が所有し、第三者が利用

(現行のとおり) (2)～(3) (現行のとおり) 4～6 (現行のとおり) 第3章～第6章 (現行のとおり)	(略) (2)～(3) (略) 4～6 (略) 第3章～第6章 (略)
<p>第4部 届出・公表</p> <p>本制度では、特定建築物の計画段階から完了に至るまでの間において、各種届出書の作成及び提出を特定建築主に求めており、その提出の都度、市は届出内容の公表を行う。</p> <p>市は、各種届出書の提出を受けた後、内容に不備が無いことを確認したうえで、<u>規則様式の計画書等を市HPにて公表する。</u></p> <p>なお、要綱様式の<u>再生可能エネルギー調達計画書</u>は、特定の義務履行方法を選択した場合に提出が必要な届出書類となるが、<u>義務履行方法の検討段階でシミュレーションツールとしても活用可能なため、第3部 第1章 (P21～)の検討フローと併せて確認いただきたい。</u></p> <p>各種届出書の提出はオンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)で行うこと。</p> <p>※オンライン手續かわさき (e-KAWASAKI) による届出： https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000175112.html</p> <p>※届出様式 : https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167418.html</p>	<p>第4部 届出・公表</p> <p>本制度では、特定建築物の計画段階から完了に至るまでの間において、各種届出書の提出を特定建築主に求めており、その提出の都度、市は届出内容の公表を行う。</p> <p>市は、各種届出書の提出を受けた後、内容に不備が無いことを確認したうえで、<u>規則様式の計画書等を市HPにて公表する。</u></p> <p>なお、要綱様式の<u>再生可能エネルギー調達計画書</u>は、特定の義務履行方法を選択した場合に提出が必要な届出書類となるが、<u>義務履行方法の検討段階でシミュレーションツールとしても活用可能なため、第3部 第1章 (P19～)の検討フローと併せて確認いただきたい。</u></p> <p>※届出様式は、市HP (URL または二次元コードからアクセス) にて公開している。</p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167418.html</p>

●届出スケジュール

令和7（2025）年度～



※1 建築確認申請をしようとする日の21日前までに提出

* 施行日前（令和7年3月31日）までに建築確認申請及びその他手続きが行われた建築物は対象外

※2 変更がある場合のみ提出

※3 工事完了日の翌日から30日以内に提出

※建築確認申請予定日は、計画書提出時に確認する。

●届出スケジュールのイメージ

令和7（2025）年度～



※1 建築確認申請をしようとする日の21日前までに提出

* 施行日前（令和7年3月31日）までに建築確認申請及びその他手続きが行われた建築物は対象外

※2 変更がある場合のみ提出

※3 工事完了日の翌日から30日以内に提出

※建築確認申請予定日は、計画書提出時に確認する。

(3) 届出書の提出

計画書の提出について義務履行方法ごとに示す。

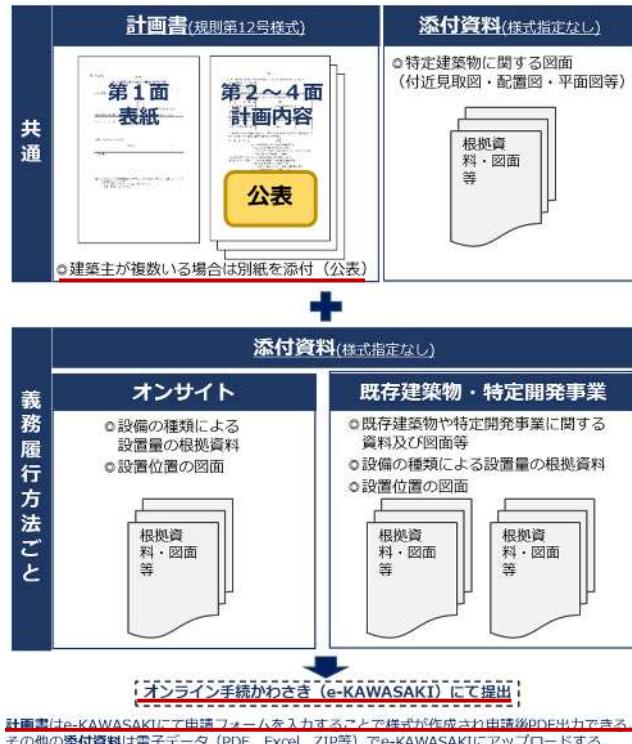
(現行のとおり)

(3) 届出書の提出イメージ

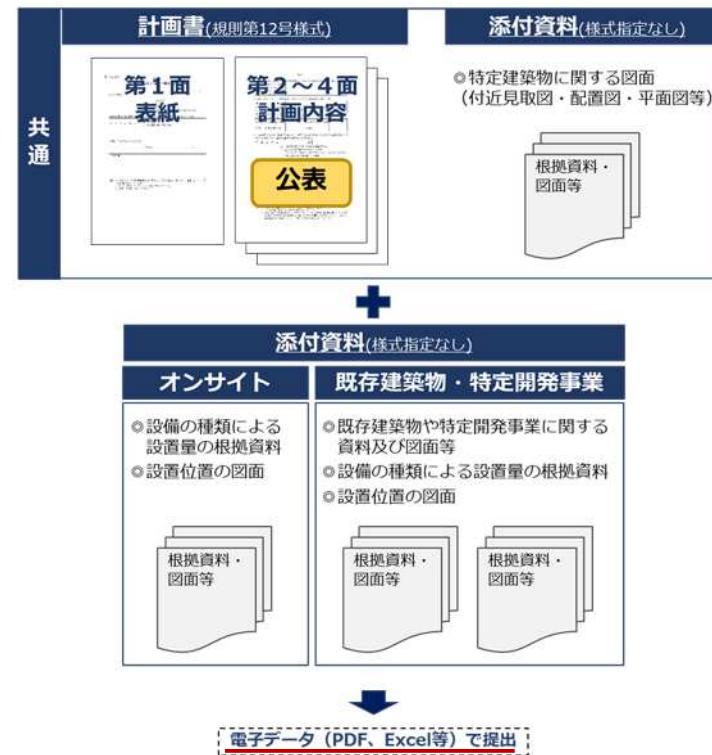
計画書の提出イメージを義務履行方法ごとに示す。

(略)

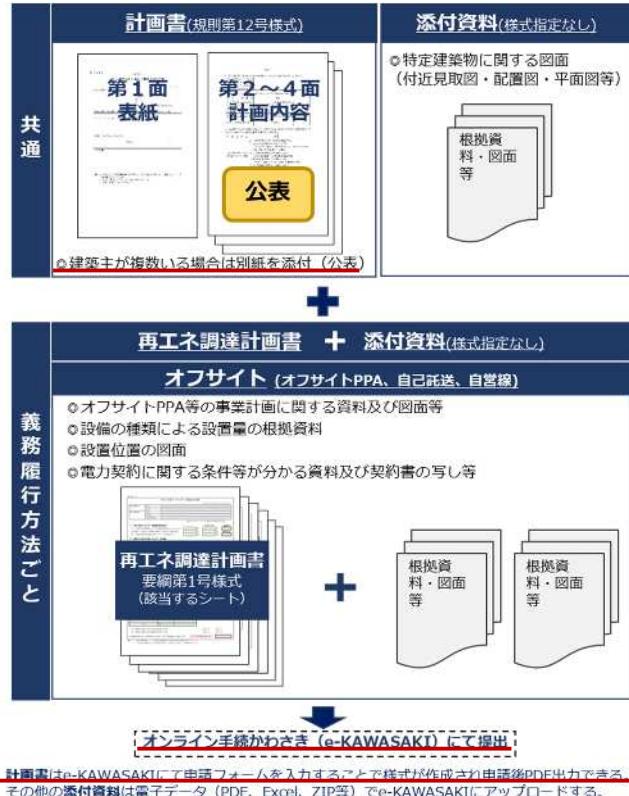
●届出書の提出（オンサイト設置、既存建築物・特定開発事業区域への設置）



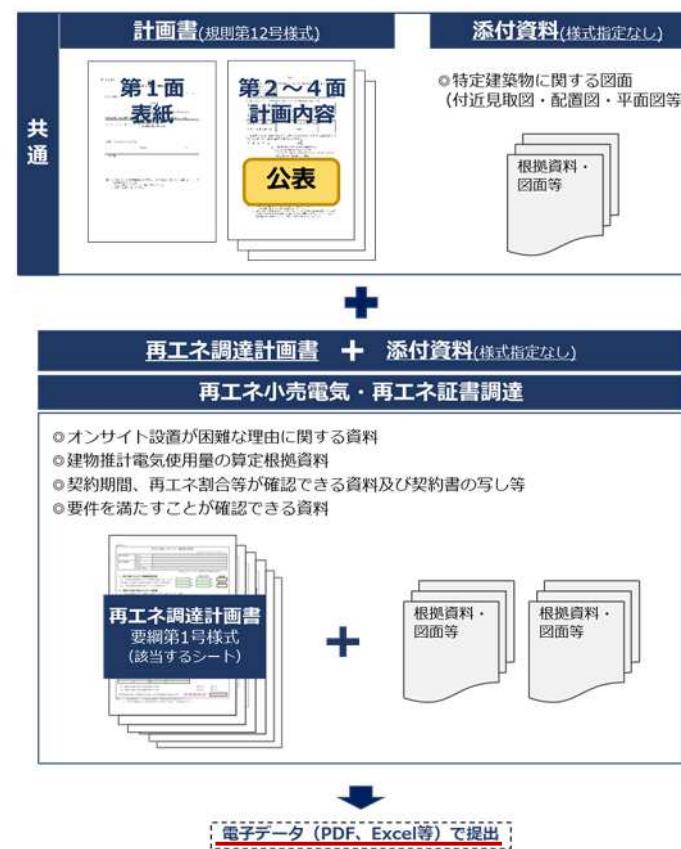
●届出書の提出イメージ（オンサイト設置、既存建築物・特定開発事業区域への設置）



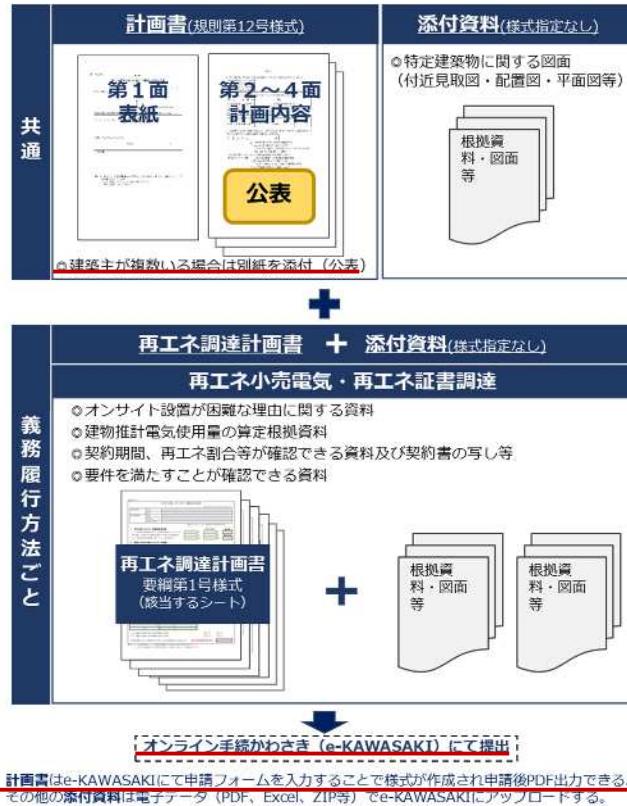
●届出書の提出（オフサイトPPA、自己託送、自営線）



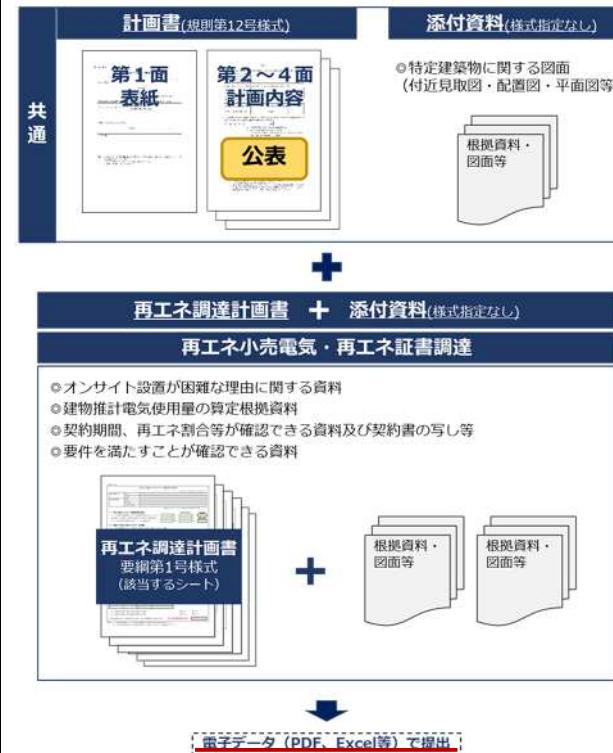
●届出書の提出イメージ（オフサイトPPA、自己託送、自営線）



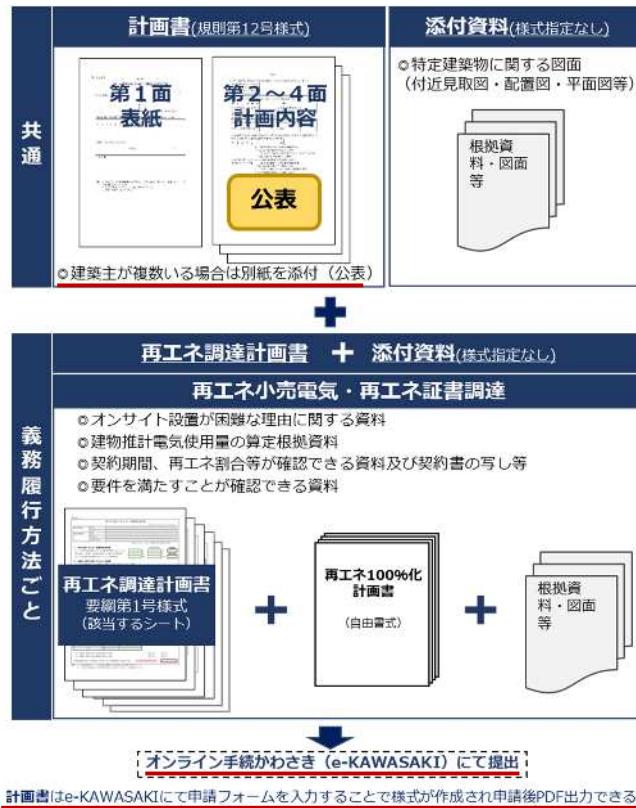
●届出書の提出（再エネ小売電気・再エネ証書の調達）



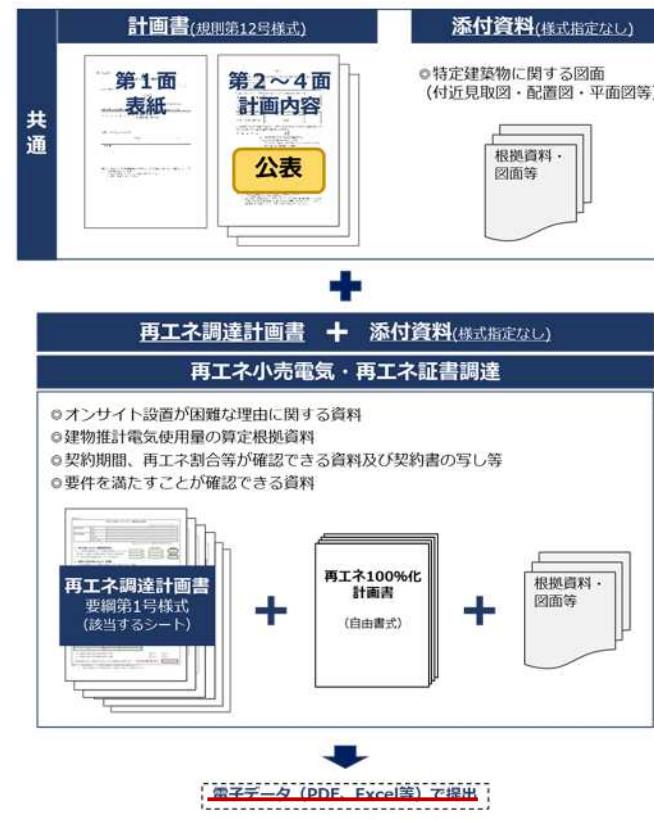
●届出書の提出イメージ（再エネ小売電気・再エネ証書の調達）



●届出書の提出（再エネ100%化計画の策定・実施・対外公表）



●届出書の提出イメージ（再エネ100%化計画の策定・実施・対外公表）



(4) 変更届の提出が必要な場合とその時期
(現行のとおり)

変更内容		提出期日
変更①	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 基本情報 設備等の種類、設置基準量、設置量、達成率、適合状況、<u>上記に関する事項の変更を伴う建築物の概要</u> ➢ 代替措置に関する事項 供給方式、既存建築物所在地、再工ネ調達の理由、事業区域内建築物所在地<u>など</u> 	変更に係る 工事着手日の 15日前まで
変更②	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築主に関する内容 氏名・名称・住所・事務所の所在地・法人の代表者氏名 ➢ 特定建築物に関する事項 名称・所在地、連絡担当者氏名・連絡先<u>など</u> ➢ その他事項 連絡担当者氏名・連絡先<u>など</u> 	変更日の翌日 から 30 日以 内
軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住所、所在地の住居表示の変更<u>など</u> ➢ 建築物の名称・建築物の概要<u>など</u> (変更①に関する事項等の変更を伴うものを除く) 	変更届提出は 不要

(変更届が必要な例)

- 変更① : 設備等の種類の変更、設置基準量の増加、設置量の減少、達成率の減少、
適合状況の変更
代替措置に関する事項の変更
設置基準量の増加を伴う建築面積・床面積の合計の変更 など
- 変更② : 特定建築主（法人）の代表者の変更
特定建築主の住所・所在地の変更（住居表示の実施に伴う表示の変更を除く）
連絡担当者の氏名・連絡先の変更 など
- 軽微な変更 : 特定建築主の住所・所在地の変更（住居表示の実施に伴う表示の変更に限る）
特定建築物、既存建築物又は事業区域内建築物の所在地の変更（住居表示の
実施に伴う表示の変更に限る）

(4) 変更届の提出が必要な場合とその時期
(略)

変更内容		提出期日
変更①	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 基本情報 <u>建築物の概要</u>、設備等の種類、設置基準量、設置量、達成率、適合状況 ➢ 代替措置に関する事項 供給方式、既存建築物所在地、再工ネ調達の理由、事業区域内建築物所在地<u>など</u> 	変更に係る 工事着手日の 15日前まで
変更②	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 建築主に関する内容 氏名・名称・住所・事務所の所在地・法人の代表者氏名 ➢ 特定建築物に関する事項 名称・所在地、連絡担当者氏名・連絡先等 ➢ その他事項 連絡担当者氏名・連絡先等 	変更日の翌日 から 30 日以 内
軽微な 変更	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住所、所在地の住居表示の変更 ➢ 建築物の名称・概要 (変更①に関する事項等の変更を伴うものを除く) 	変更届提出は 不要

(新規)

特定建築物の名称の変更

建築面積・床面積の合計の変更（変更①に該当するものを除く）など

2 添付資料（根拠書類等）

（現行のとおり）

◆オンサイト設置

措置等	必要な添付書類
(1) 太陽光発電設備等を設置する場合	・太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等
(2) 太陽光発電設備を設置する場合	・太陽光発電設備の定格出力を示す資料※1 太陽光パネルメーカーの仕様図面など
(3) 発電設備(太陽光発電設備以外)又は 熱利用設備を設置する場合	・当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする
(4) 定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】	・再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 ・系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 ・系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 ・再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） =Excel様式「表紙」「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」

※1 第三者による太陽光発電設備等の設置により、届出期日までに「定格出力を示す資料」の提出が困難な場合は、計画書及び平面図等に以下の事項を記載するものとする。

・計画書に「太陽光発電設備等の種類及び出力とその合計」を記載すること

・平面図等に下記事項を追記すること

① 計画書に記載した定格出力の確保に必要なメンテナンス等含めた面積及び設置範囲

② 設置機器が決定した後に変更届にて定格出力を示す資料を提出する旨

（現行のとおり）

2 添付資料（根拠書類等）

（略）

◆オンサイト設置

措置等	必要な添付書類
(1) 太陽光発電設備等を設置する場合	・太陽光発電設備等の設置位置を明示した特定建築物の平面図等
(2) 太陽光発電設備を設置する場合	・太陽光発電設備の定格出力を示す資料 太陽光パネルメーカーの仕様図面など
(3) 発電設備(太陽光発電設備以外)又は 熱利用設備を設置する場合	・当該設備の年間発電電力量又は年間熱供給量を示す資料 バイオマス設備・小水力発電設備・地中熱利用設備などの発電・熱供給に伴い多くのエネルギーを施設内で使用する設備は、所内消費電力量を除いた値とする
(4) 定格出力の圧縮措置を行う場合【系統連系に一定の制約が生じる場合に限る】	・再エネ発電設備の設置準備を行う範囲が分かるよう図示した平面図等 ・系統連系に一定の制約が生じることを確認できる資料 ・系統連系及び架台等の準備を確認できる資料 ・再生可能エネルギー調達計画書（要綱 様式第1号） =Excel様式「表紙」「算定シート①」「算定シート②」「算定シート④」

（略）

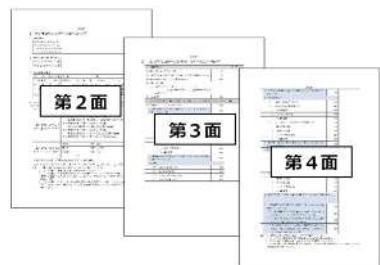
3 公表

(現行のとおり)

市ホームページでの公表は次のとおり。

～市ホームページでの公表～

〇〇〇〇年度 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書受付の建築物一覧							
受付番号	特定建築物名称	所在地	適合状況	再エネ設備 [kW]	その他の措置 [kW]相当値	届出状況	設置計画と措置等の概要
25001	●●工場	川崎区 ●●	適合する	●kW	-	完了	PDF形式 (●●KB)
25002	●●住宅	中原区 ●●	適合する	●kW	-	変更	PDF形式 (●●KB)
25003	●●ビル	高津区 ●●	適合する	-	オフサイトPPA ●kW	計画	PDF形式 (●●KB)
25004	●●病院	幸区 ●●	適合する	-	既存建築物 ●kW	計画	PDF形式 (●●KB)
25005	●●学校	麻生区 ●●	適合する	-	再エネ証書調達 ●kW	計画	PDF形式 (●●KB)
25006	-	-	-	-	-	中止	-
25007	●●ビル	川崎区 ●●	適合しない	●kW	-	計画	PDF形式 (●●KB)



▲
計画書・変更届・完了届 第2～4面 PDF を公表
第2～4面の主な記載項目
・特定建築主の氏名・名称・所在地等
・特定建築物の名称・所在地
・特定建築物の概要
・設置基準量
・措置の概要（代替措置の種類）
・再エネ設備の種類と設置量
・達成率（●●●%）
・適合状況（適合・適合しない）
・再エネ調達の理由

※公表場所：次の市 HP (URL または二次元コードからアクセス)

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/76-16-14-1-1-0-0-0-0-0.html>

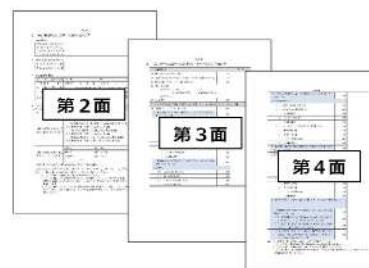
3 公表

(略)

公表イメージは次のとおり。

～HPでの公表イメージ～

受付番号	特定建築物名称	所在地	事業者名	適合状況	再エネ設備(kW)	その他の措置	計画・変更・完了等	設置計画と措置等の概要
25001	●●工場	川崎区 ●●	A社	適合	●kW	-	完了	PDF形式 (●●KB)
25002	●●住宅	中原区 ●●	B社	適合	●kW	-	変更	PDF形式 (●●KB)
25003	●●ビル	高津区 ●●	C社	適合	-	オフサイトPPA ●kW	計画	PDF形式 (●●KB)
25004	●●病院	幸区 ●●	D社	適合	-	既存建築物 ●kW	計画	PDF形式 (●●KB)
25005	●●学校	麻生区 ●●	E社	適合	-	再エネ証書 調達●kW	計画	PDF形式 (●●KB)
25006	-	-	-	-	-	-	中止	-
25007	●●ビル	川崎区 ●●	G社	不適合	●kW	-	計画	PDF形式 (●●KB)



▲
計画書・変更届・完了届 第2～4面 PDF を公表

第2～4面の主な記載項目
・特定建築主の氏名・名称・所在地等
・特定建築物の名称・所在地
・特定建築物の概要
・設置基準量
・措置の概要（代替措置の種類）
・再エネ設備の種類と設置量
・達成率（●●●%）
・適合状況（適合・適合しない）
・再エネ調達の理由

※公表場所：次の市 HP を予定 (URL または二次元コードからアクセス)

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000167754.html>

<p>第5部 届出の記載方法</p> <p>1 規則様式</p> <p>規則様式には計画書、変更届出書、完了届出書及び中止届出書の4様式があり、<u>オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)</u>において、申請フォームを入力することで様式が作成され提出できる。申請後、PDF出力できる。</p> <p>なお、規則様式の第2～4面については「計画書・変更届・完了届」で全て記載方法が同じとなる。</p>	<p>第5部 届出の記載方法</p> <p>1 規則様式</p> <p>規則様式には計画書、変更届出書、完了届出書及び中止届出書の4様式があり、<u>それぞれの記載方法を次の(1)～(4)に示す。</u></p> <p>なお、規則様式の第2～4面については「計画書・変更届・完了届」で全て記載方法が同じとなる。</p> <p>(新規)</p>
<p><u>※オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) による届出</u></p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000175112.html</p>	
<p>(1)～(3) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第6部 パターン別 義務履行例 (現行のとおり)</p>	<p>第6部 パターン別 義務履行例 (略)</p>
<p>第7部 参考 (現行のとおり)</p>	<p>第7部 参考 (略)</p>

※上記のほか、オンライン申請かわさき (e-KAWASAKI) の URL の追記、その他所要の改正を行いました。

例1：旧「建築物省エネ法第18条第1号（第2号又は第3号）」 ⇒新「建築物省エネ法第20条第1号（第2号又は第3号）」

旧「建築物省エネ法第18条は令和7年4月1日に『第20条』に改正」 ⇒削除 など